

少子化に対する諸外国の取り組み

2014年2月28日

内閣府「少子化危機突破タスクフォース(第2期)」

政策推進チーム

株式会社日本総合研究所

池本 美香

<目次>

1. 少子化に対する3つのアプローチ
2. 子どもの数の増加を期待する諸外国の取り組み
3. 女性の就業率向上・活躍に向けた諸外国の取り組み
4. 子どものエンパワーメントに向けた諸外国の取り組み
5. 少子化への対応のあり方

<関連論文>

池本美香「安倍新政権の子ども・子育て支援政策への期待」日本総研『リサーチ・フォーカス』No.2012-016

池本美香「幼児教育・保育分野への株式会社参入を考える―諸外国の動向をふまえて」日本総研『JRILレビュー』2013 Vol.4, No.5

池本美香「安倍政権の女性活躍支援の評価と課題―男性の育児支援が今後の鍵」日本総研『リサーチ・フォーカス』No.2013-013

池本美香・韓松花「日韓比較でみる女性活躍支援の方向性」日本総研『JRILレビュー』2014 Vo.4, No.1(近刊)

池本美香「諸外国の幼児教育・保育施設における親の参画」生協総合研究所『生協総研レポート』No.73
2013年12月

池本美香「子どもの放課後の未来―学童保育の現状と課題」国民生活センター『国民生活』No.19 2014年2月

1 . 少子化に対する3つのアプローチ

少子化は、人口の高齢化や人口減少を招き、社会保障制度や経済活力が維持できないという問題。これに対する政策的対応としては、主に以下の3つのアプローチが考えられる。

子どもの数の増加

出産・子育ての負担を軽減することにより、子どもの数の増加を期待。

女性の就業率向上・活躍

労働力不足を女性の就業率向上で補うと同時に、女性の高齢期の社会保障費負担を軽減。

子どものエンパワーメント

将来の労働力不足を、すべての子どもの能力を最大限伸ばすことによって補う。
(そのほかのアプローチとしては、高齢者の就業促進、移民、国際的な養子縁組など。)

日本と比較すると、諸外国では、に加えて、や の議論や取り組みが充実。
日本はすでに世界一の高齢社会。今後は に偏ることなく、にも力を入れる必要。

以下、日本と比較して充実している諸外国の取り組みについて紹介。

2 . 子どもの数の増加を期待する諸外国の取り組み

子育ての経済的負担の軽減

家族関係給付 / OECD平均はGDP比2.6%、日本は1.5% (図表1)。

現金給付 / OECD平均のGDP比1.41%に対して日本は0.51% (図表1)。日本は税制を通じた支援がOECD平均0.28%に対して0.53%と、現金給付より高い。

保育料 / OECDはGDP比1%の公的補助を目標。日本は0.4% (図表2)。

教育費 / 公的補助の対GDP比はOECD平均4.6%、日本3.1% (図表3)。一人当たり補助は高等教育で少ない (図表5)。高等教育の公的補助割合は、OECD平均68.4%に対して日本は34.4% (2010年)。

在宅育児手当 / (ノルウェー・フランス・韓国) 親が家で子どもを見る場合の現金給付

税制による優遇 / (フランス) N分N乗方式

年金制度における優遇 / フランス、韓国など

医療費 / 国レベルで子どもの医療費を無料化している国も多い。

一人親家庭への支援 / 有業一人親世帯の貧困率は、OECD平均21%に対して日本は58%と突出して高い (2005年)。

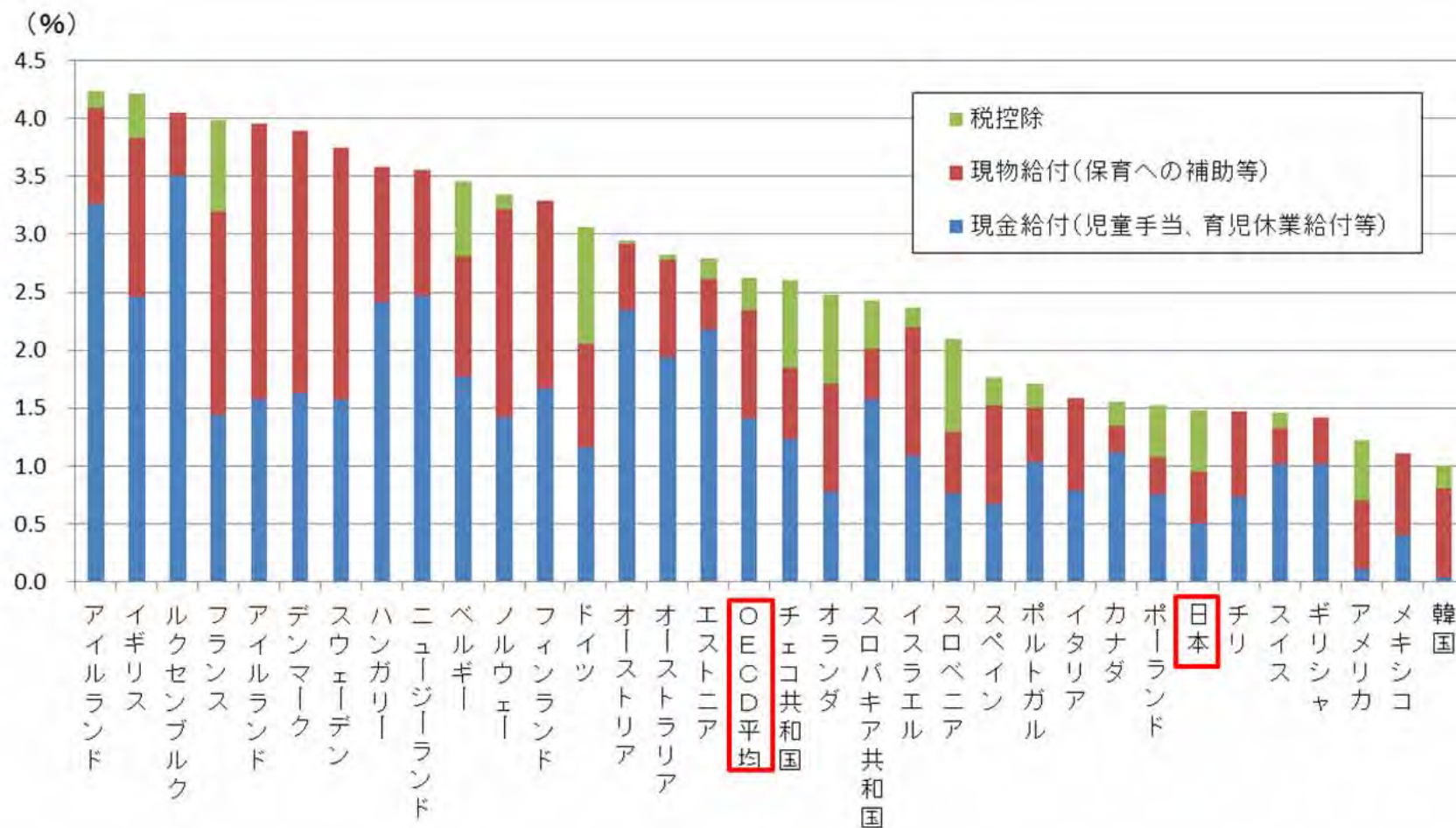
多子世帯に対する割引 / (フランス) 大家族カード

養子手当 / (ノルウェー) 養子であっても実子同様に手当がある。国際養子縁組も多い。

結婚に向けた支援

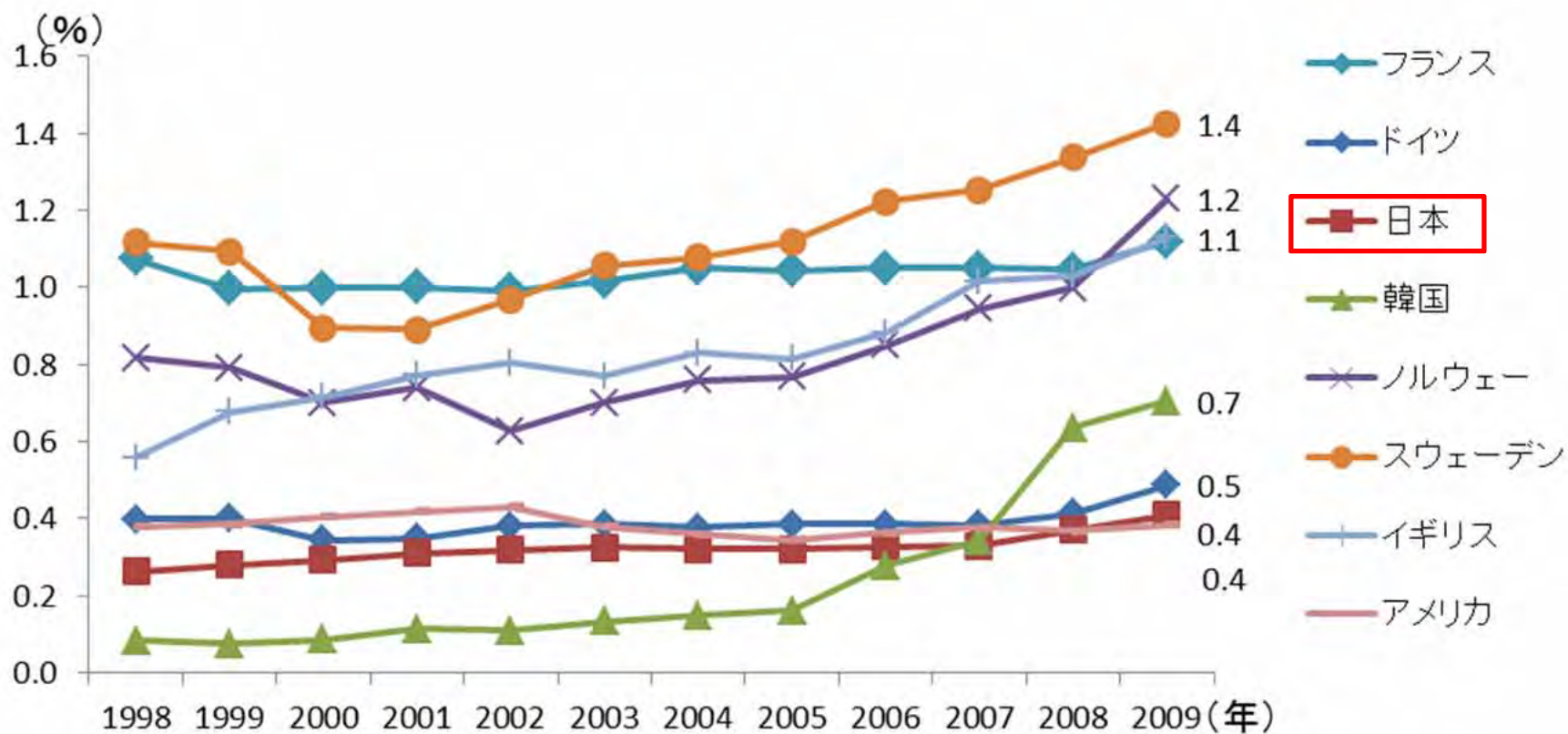
(韓国、シンガポールなど)

図表1 家族関係給付の対GDP比（2009年）



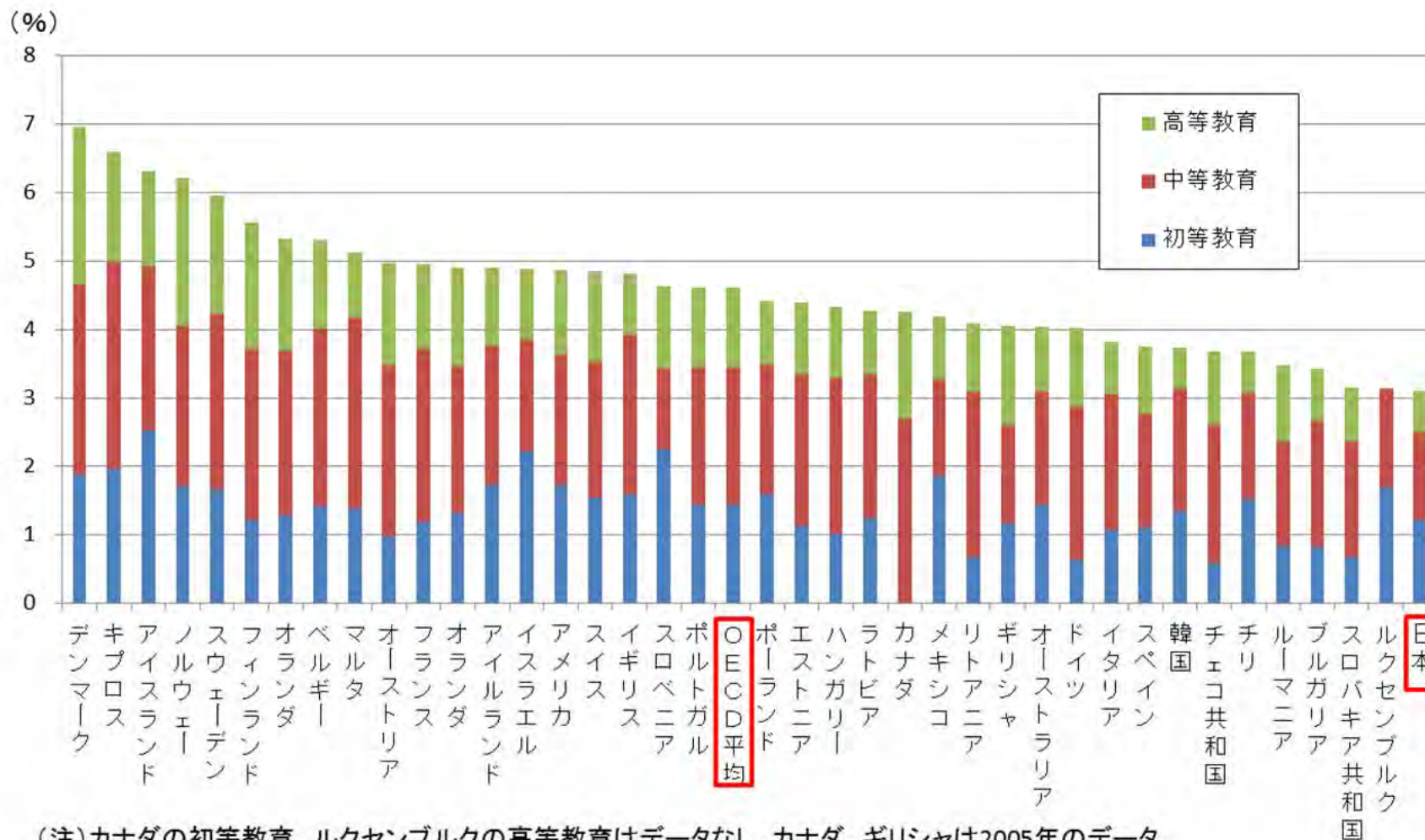
(資料) OECD Family Database PF1.1.A

図表2 幼児教育・保育への公的投資の対GDP比



(資料) OECD Family Database Chart PF3.1

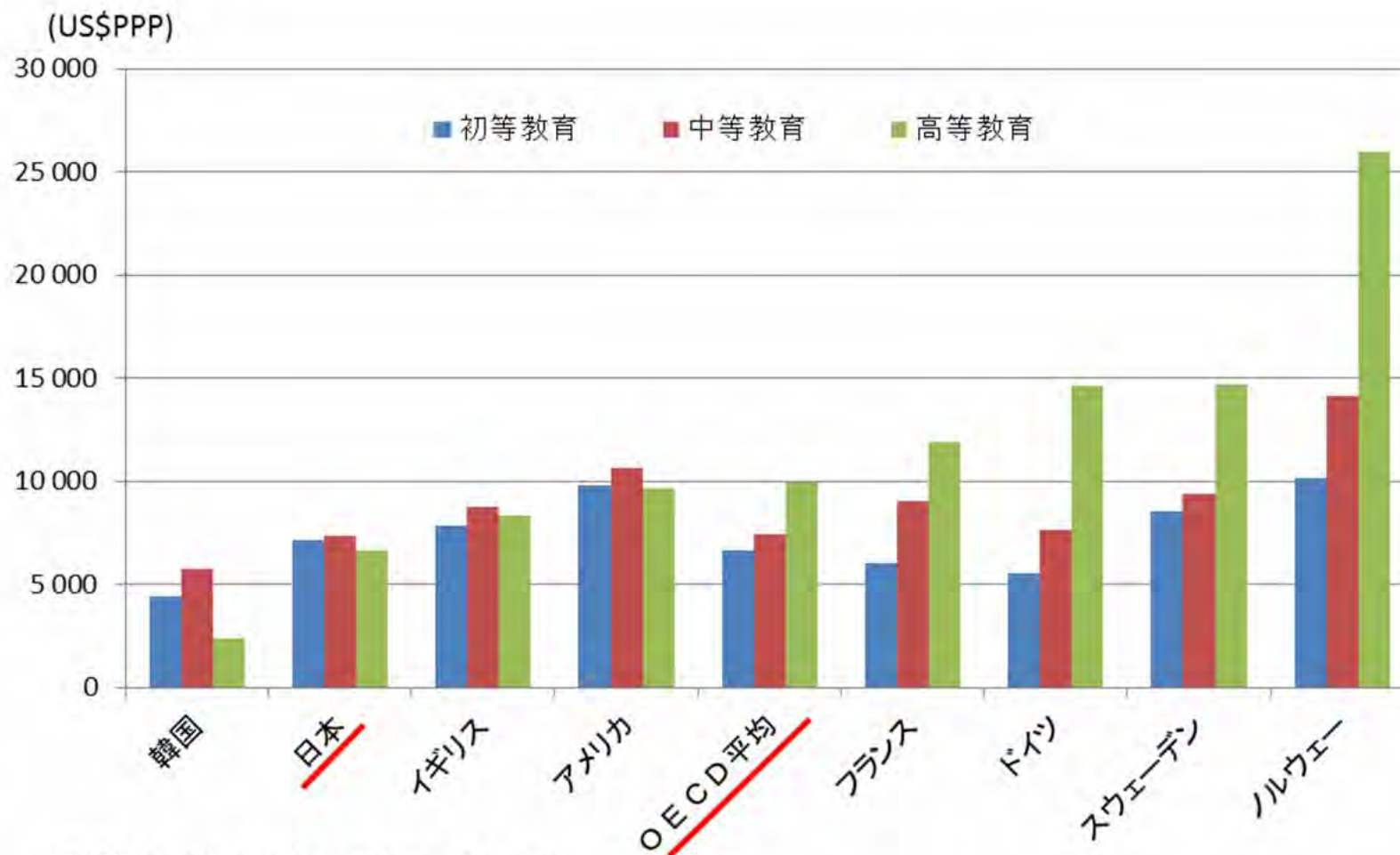
図表3 教育への公的支出の対GDP比（2009年）



(注)カナダの初等教育、ルクセンブルクの高等教育はデータなし。カナダ、ギリシャは2005年のデータ。

(資料)OECD Family Database PF1.2.A

図表4 教育段階別の一人当たり公的支出（2009年）



(資料) OECD Family Database PF1.2.B

3 . 女性の就業率向上・活躍に向けた諸外国の取り組み

女性の就業を促進する取り組み

日本は諸外国と比べ、母親の就業率が低く、管理的職業割合も低い(図表5・6)。

企業に女性就業率等の届出義務 / (韓国、オーストラリアなど)

女性企業支援 / (韓国)1999年に女性企業支援法。日本は企業経営者に占める女性の割合が低下。

学業・研究と子育ての両立支援 / ほとんどの国で大学進学率は女性が男性を上回る(図表7)。

ポジティブ・アクション / 国会議員のクオータ制、企業役員に占める女性割合の目標など。

在宅育児手当の期間短縮 / (ノルウェー)2歳まで 1歳まで。(フランス)期間短縮の場合給付上乘せ。

男女とも家族的責任を果たせる働き方の推進

日本は諸外国と比べ、長時間労働の割合が高く(図表8)、男性の家事・育児等の時間が短い(図表9)。

父親の出産時休暇 / 有給の父親休暇が保障されている国が増えている。韓国も2008年に導入。

男性の育児休業取得を促す給付率の引き上げ / (ノルウェー)80~100%で、父親の90%が育児休業を取得。(韓国)同じ子どもの2人目の取得について、最初の1ヶ月を100%給付とする計画。

育児休業を時間単位で取得できる制度 / (ノルウェー・韓国)勤務時間の短縮分にも育児休業給付。

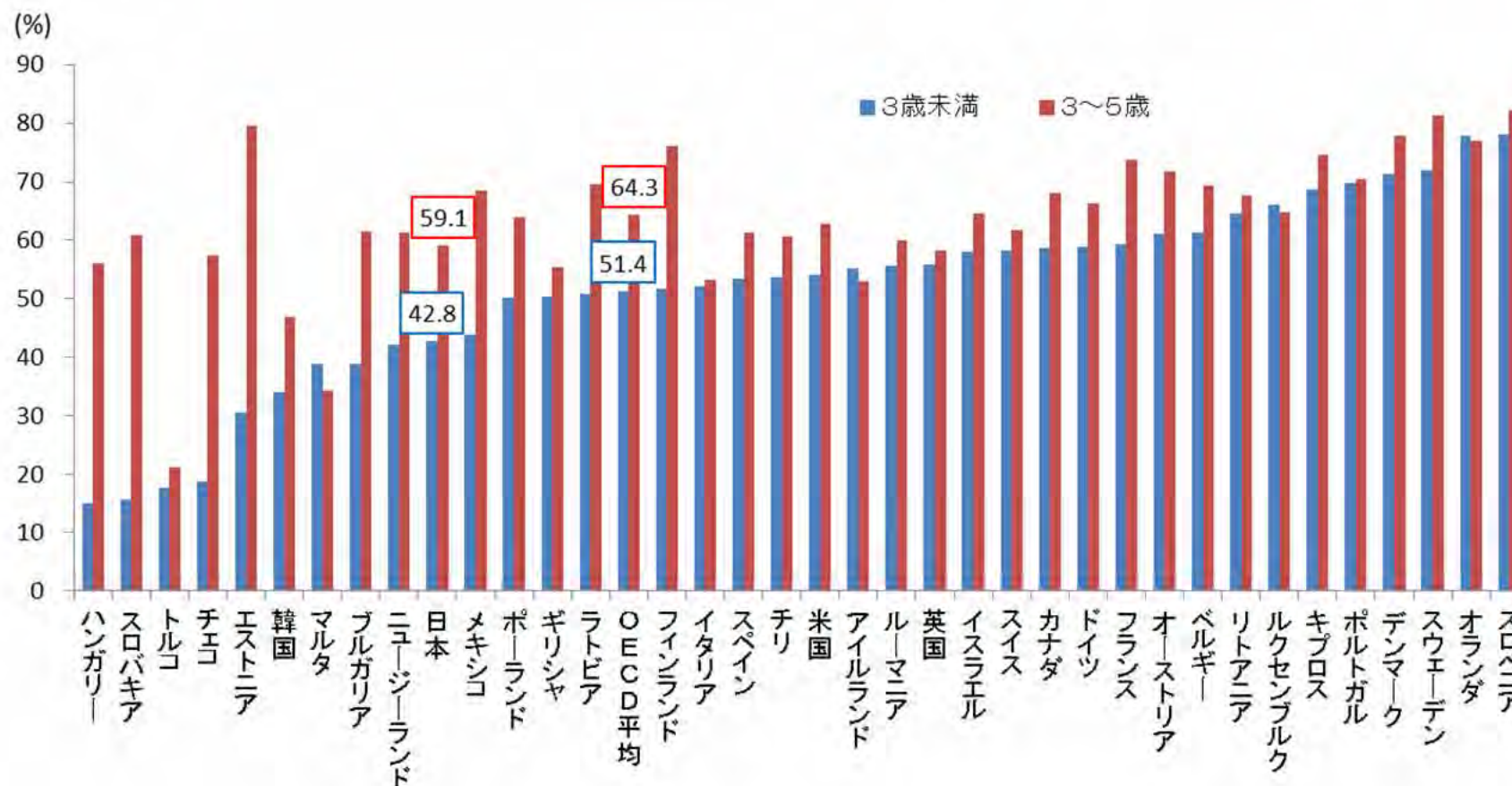
短時間正社員の推進 / (韓国)オランダをモデルに時間選択性雇用活性化推進計画(2013年)。

テレワークの推進 / (韓国)同じくオランダをモデルに、スマートワークセンターの設置計画。

学校理事のための休暇 / (イギリス)学校理事会の活動のための休暇の取得が認められている。

ファミリーフレンドリー企業認証 / (韓国)「家族親和社会環境の造成促進に関する法律」で2008年から。

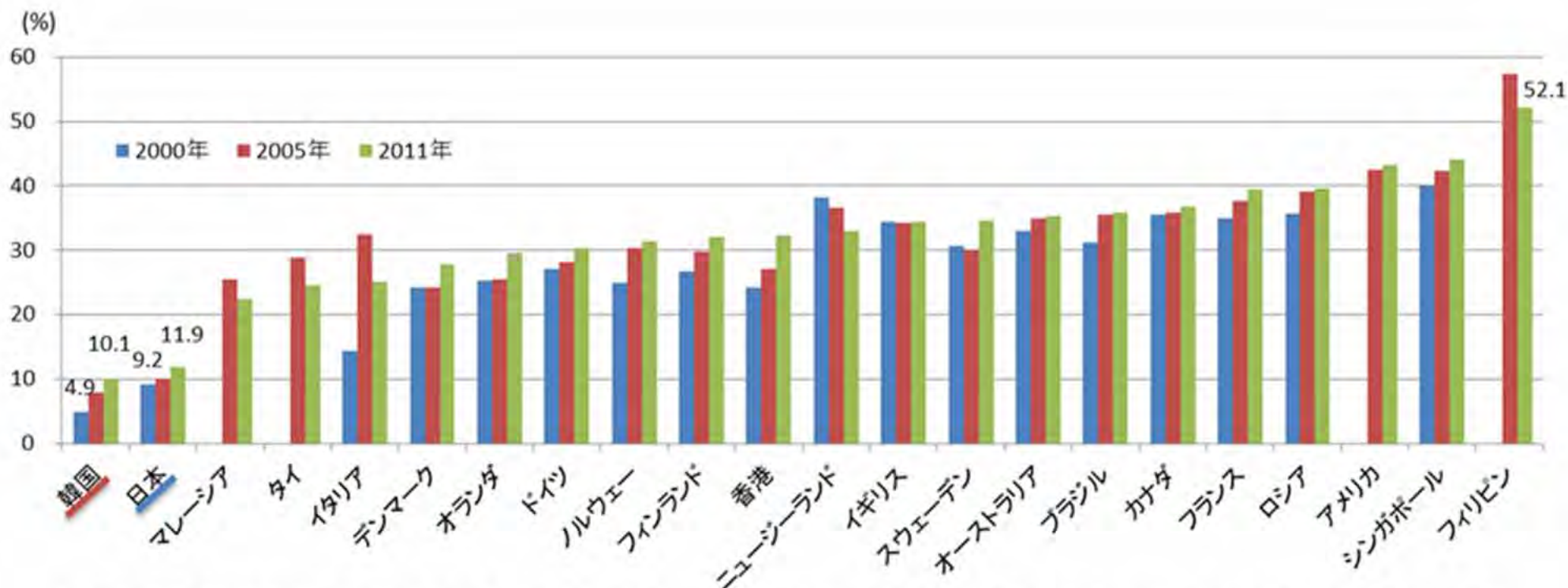
図表5 末子の年齢別に見た母親の就業率



(注) 2009年。日本2012年、チリ2010年、スウェーデン2007年、スイス2006年、アメリカ2005年、アイスランド2002年、カナダ2001年、デンマーク1999年。

(資料) OECD Family Database Chart LMF1.2.B、厚生労働省「国民生活基礎調査」(日本)、保健福祉部・育児政策研究所「保育実態調査」(韓国)

図表6 管理的職業従事者に占める女性の割合



(注) 立法議員、上級行政官、管理的職業従事者に占める女性の割合。シンガポールの2005年は2006年、カナダの2011年は2010年、ブラジルの2011年は2009年の数値。

(資料) 労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2013」第3-4表